

ザ ナショナルカントリー倶楽部 千葉 会則

第1章 総 則

- 第1条 名称は、ザナショナルカントリー倶楽部千葉とする。(以下、本倶楽部と称す)
- 第2条 本倶楽部は株式会社ザナショナルカントリー倶楽部(以下、会社と称す)の経営する千葉ゴルフ場を利用し、会員相互の親睦を図ると共に、明朗健全な社交の場とすることを目的とする。
- 第3条 本倶楽部事務所を、千葉県市原市寺谷 666 番地に置く。

第2章 会 員

- 第4条 本倶楽部会員を次の通り定める。
1. 正会員
 2. 平日会員
 3. 週日会員
- 第5条 1. 本倶楽部に入会しようとする者は、会社所定の様式に従い入会申込をなし、理事長の承認を得た上、所定の入会登録料を納入して会員の権利を取得する。
2. 退会しようとする者は、退会届を提出し、入会保証金の返還を受ける事ができる。但し、入会保証金の返還にあたっては、本倶楽部運営の円滑を期すため、各1年間を単位として返還予定額を確定し、その範囲で分割して返還することが出来る。
- 第6条 平日会員は、日曜日及び祝祭日、休日を除く平日においてのみ会員としてプレーすることが出来る。
- 第7条 週日会員は、日曜日及び祝祭日、休日、土曜日を除く平日においてのみ会員としてプレーすることが出来る。
- 第8条 会員は、それぞれの資格に応じて本倶楽部の定めた年会費及び諸料金を負担しなければならない。本倶楽部の定めた年会費を1年度分以上滞納した場合、会員料金でプレーをすることが出来ない。会員としての資格権利も行使することが出来ない。
- 第9条 本倶楽部の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。
- 第10条 会員の権利を他人に譲渡するには、会社所定の必要書類を提出し理事長の承認を得るものとする。譲受人は本倶楽部の定めた名義書換料を支払うものとする。
- 第11条 会員にして次の各項の1つに該当する行為があった場合は、理事会の決議により除名処分又はその他の処分をすることが出来る。
1. 本倶楽部の名誉を侵害したとき
 2. 本倶楽部の秩序を乱したとき又は会則規定に違反したとき
- 第12条 会員が本倶楽部の定めた年会費を3年度分以上滞納したときは、退会とみなす。この場合、入会保証金と未納年会費とを相殺することが出来る。

第3章 会員総会

- 第13条 会員総会は正会員で構成し、理事会において必要と認めた場合に理事長がこれを招集する。

第4章 役員及び理事会

- 第14条 本倶楽部に理事会を設置する。
- 第15条 本倶楽部には次の役員を置く。
1. 理事長 1名
 2. 理事 若干名

- 第16条 理事長は会社がこれを委嘱し、本倶楽部を代表して会務を統括する。
- 第17条 理事は理事長がこれを委嘱する。任期は2年とし、再選を妨げない。
- 第18条 理事は理事会を組織し、理事長が必要に応じて召集する。
- 第19条 理事会の所管事項は、次の通り定める。
1. プレー及びこれに関する事項についての管理
 2. 会員の除名処分又はその他の処分に関する事項
 3. 平日会員及び週日会員の改廃についての審議及び決定
 4. 各分科委員会に関する事項

第5章 管理及び運営

- 第20条 本倶楽部の運営は理事がこれに当り、経営は会社がこれに当たるものとする。
- 第21条 本倶楽部の運営を円滑に遂行するために、つぎの分科委員会を置く。
1. 競技委員会
 2. 総務委員会
- 第22条 分科委員会には、それぞれ委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は理事長が委嘱する。
- 第23条 分科委員は正会員の中から分科委員長が推薦し、理事長が委嘱する。
- 第24条 分科委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

第6章 附 則

- 第25条 本会則施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。
- 第26条 本会則の変更は、理事会の決議によるものとする。
- 第27条 本倶楽部会則は、平成28年11月2日一部改訂、同日より施行する。

以 上